

青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金に関するQ&A（R8.9.18時点）

Q 1 補助事業のスケジュールはどうなっているのか。

A 1 以下のとおりで予定しています。

1 交付申請書の提出	事業者→センター→県	令和8年10月1日から令和8年11月20日まで
2 交付申請書の審査	県	
3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年12月中（予定）
4 実績報告書の提出	事業者→センター→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出
5 実績報告書の審査 補助金額の確定	県→事業者	令和9年4月中（予定）
6 請求書の提出	事業者→県	令和9年5月初旬（予定）
7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日（予定）

＊「センター」とは「あおり国際介護人材センター」です。

センターでは、相談や書類の受付を行っています。（連絡先はQ10に記載）

Q 2 補助の対象を教えてください。

A 2 対象となる外国人介護人材は、経済連携協定に基づき入国し、県内の介護福祉施設等で就労しながら介護福祉士国家資格取得を目指す外国人です。

対象となる介護施設等は、前述の外国人介護人材を雇用している介護事業所であって、当該外国人介護人材に日本語学習などの支援を行っている介護事業所です。

Q 3 補助の対象となる経費を具体的に教えてください。

A 3 以下に当てはまる経費が補助の対象です。

- （1）外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習支援の整備に要する経費
- （2）外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費
- （3）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

Q 4 事業の実施期間はいつからいつまでか。

A 4 令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

令和8年度中に支払っている経費が対象になります。

Q 5 介護福祉士候補者に対して、日本語や介護技術の学習に係る経費の他、家賃や光熱水費などの生活に係る支援（負担）も行っている。学習に係る経費は、本補助金で申請し、生活に係る経費を「青森県外国人介護人材定着支援事業費補助金」の生活支援で申請をしてよいのか。

A 5 対象経費が重複しない場合は、両方の補助金の申請が可能です。
なお、本補助金は、家賃や光熱水費などの生活に係る支援は対象外です。

Q 6 介護福祉士候補者が、介護福祉士国家試験を受ける際の受講料や交通費は、補助対象か。

A 6 補助対象外です。

Q 7 申請は各事業所単位で行うのか。

A 7 交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。補助対象となる介護福祉士候補者が、複数の事業所にいる場合でも、法人でまとめて申請してください。

なお、複数の介護事業所に勤務している場合、交付申請書に添付する別紙 2 及び実績報告時に添付する別紙 4 は、介護事業所ごとに記入して提出してください。

Q 8 介護福祉士候補者が、1 年間就労する見込みであったため、1 年分に係る経費を補助申請したが、急遽、帰国してしまった。その場合、何か手続きは必要か。

A 8 交付決定後に、状況が変わった場合は、変更承認申請書（第 2 号様式）の提出が必要です。交付申請中に状況が変わった場合は、連絡ください。

Q 9 採用見込があったため、交付申請を行い交付決定を受けたが、採用が取りやめになってしまった。その場合、何か手続きは必要か。

A 9 就労に至らなかった場合は、補助金の交付対象ではありませんので、廃止承認申請書（第 3 号様式）を、速やかに提出してください。

Q 10 申請書や実績報告書の書き方や提出書類がわからない場合は、どこに相談すればよいのか。また、書類の提出先を教えてください。

A 10 補助金の相談窓口は、「あおもり国際介護人材センター（TEL:017-752-6230）」ですので、そちらへご相談ください。

交付申請や実績報告の書類の提出先は「あおもり国際介護人材センター」です。

申請書や実績報告書等の書類は、郵送で提出してください。（メールを送信することは構いませんが、確認漏れを防ぐためにも、紙に印刷したものでも必ず送ってください。）

<提出先>

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 20-30 県民福祉プラザ 3 階

青森県老人福祉協会内あおもり国際介護人材センター あて